

国民年金

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例の申請期間が延長

●改正の趣旨

今般の国民年金保険料の免除等に係る不適正事案を踏まえ、対象者が平成17年度分の免除等の申請について不利益を被ることのないよう、免除等の申請期間が延長されました。

国民年金保険料

●全額免除・半額免除・納付猶予について

▼承認期間Ⅱ平成17年4月～18年6月まで
学生納付特例申請

▼承認期間Ⅲ平成17年4月～18年3月まで

▼必要なものⅡ年金手帳、印かん、離職を事由とする免除の場合は、離職票や退職証明書（コピー可）

・学生特例申請を受ける場合は、学生証又は在学証明書

※代理人申請の場合は、委任状が必要となります。

※委任状がなく、代理人が世帯主や配偶者以外の人である場合、ご本人確認が必要となります。（運転免許証や健康保険証など）

▼申請期限Ⅱ10月31日（火）

▼申請・問い合わせ先Ⅱ

保険課 国保年金係 ☎9134

10月から現況届が廃止されます

住民基本台帳ネットワークを活用し、受給者からの現況届（はがき）を廃止するサービスが10月からスタート（12月生まれの人から省略の対象）します。

住基コードを活用するため、現況届の廃止は住民票コード収録者となりますが、住民票コードが確認できない人については、18年10月以降、随時、社会保険庁から住民票コードを確認できなかった旨のお知らせを送付する予定です。また、加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な人については、社会保険庁から送付する「生計維持確認届」が必要です。障害の程度の確認については、医師による診断書が必要なため、社会保険庁から送付する診断書の提出が必要となります。



窓口で払う一部負担金

老人保健でお医者さんにかかったときに自分で支払う費用（一部負担金）は外来（在宅医療を含む）・入院とも、かかった費用の1割です。

平成18年10月から現役並みの所得がある人の自己負担は、2割から3割になります。



お医者さんのかかり方

保険を取り扱っているお医者さんに行きます。

■窓口で保険証・医療受給者証・健康手帳の3つを提出します。

■診療を受けます。

■費用（一部負担金）を支払います。

保険証・医療受給者健康手帳を忘れずこー！

お医者さんにかかるときは、保険証・医療受給者証・健康手帳を窓口へ提出します。

このうち医療受給者証には、「1割」又は「3割（平成18年9月30日までは2割）」と自己負担の割合が記載されています。保険証と一緒に忘れずに提出してください。

▼問い合わせ先Ⅱ

保険課 国保年金係 ☎9134